

(令和8年3月17日改定)

## 学校法人大阪経理経済学園 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経理経済学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第51条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 評議員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものは含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬（俸給、地域手当、役員手当）、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- 2 前項第1号にかかわらず、常勤の役員が、専任教職員の身分にある場合、報酬等は支給しない。
- 3 評議員に対しては、会議出席（書面による出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- 4 理事長が必要と認める場合、評議員に対して退職慰労金を支給することができる。
- 5 前二項にかかわらず、評議員が専任教員又は専任職員の身分にある場合、日額報酬及び退職慰労金は支給しない。

(報酬)

第4条 常勤の役員の俸給は別表第1に定める額とし、次に掲げる範囲内で理事長が定める。

- (1) 理事長 5号俸以上
- (2) 理事 1号俸以上4号俸以下
- (3) 監事 2号俸以下
- 2 常勤の役員の地域手当月額は一般職の職員の給与に関する法律の例に準じて支給する。
- 3 常勤の役員の役員手当月額は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 理事長 俸給月額 $25/100$

- (2) 理事 俸給月額の15/100
- (3) 監事 俸給月額の15/100
- 4 非常勤の役員に対する報酬月額は10万円を上限に理事長が定める。
- 5 特別の任務を委嘱された非常勤の理事に対して、月額報酬とは別に、対価を支給することができるものとし、一案件につき、50万円を上限に、理事長が定める。
- 6 評議員（専任教員又は専任職員の身分にある者を除く。）に対する日額報酬は5万円を上限に理事長が定める。

#### （賞与）

- 第5条 常勤の役員の賞与は一般職の職員の給与に関する法律の期末手当・勤勉手当の例に準じて支給する。
- 2 教職員に特別賞与を支給する場合、常勤の役員に特別賞与を支給する。特別賞与の額は俸給月額の200/100を上限に理事長が定める。

#### （退職慰労金）

- 第6条 常勤の役員の退職慰労金は別表第2に定める額とする。
- 2 常勤の役員に顕著な功績を認められる場合は、功労金を支給する。功労金は退職慰労金の50/100を上限に理事会において決定する。
  - 3 非常勤の役員の退職慰労金は200万円を上限に理事長が定める。
  - 4 評議員（専任教員又は専任職員の身分にある者を除く。）に退職慰労金を支給する場合は100万円を上限に理事長が定める。

#### （報酬等の支給方法）

- 第7条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
  - (2) 賞与 毎年6月及び12月
  - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬の支給は、前項第1号及び第3号に定めるところによる。
  - 3 評議員に対する報酬等の支給は、第1項第1号及び第3号を準用する。この場合において、第1項第1号中「毎月」とあるのは「翌月」と読み替えるものとする。
  - 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### （費用）

- 第8条 役員には、別表第3に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 評議員には、役員に準じて、旅費を支給することができる。

3 前二項のほか、役員及び評議員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和7年6月19日より施行する。ただし、評議員の退職慰労金に関する規定は、令和7年6月18日定時評議員会の終結の時をもって評議員を辞任した者にも適用することとし、その支給については、定時評議員会終結後、同日に開催される理事会において決定することができる。

附 則 この規程は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1

| 号俸 | 俸給月額 (円)  |
|----|-----------|
| 1  | 600,000   |
| 2  | 650,000   |
| 3  | 700,000   |
| 4  | 750,000   |
| 5  | 800,000   |
| 6  | 850,000   |
| 7  | 900,000   |
| 8  | 950,000   |
| 9  | 1,000,000 |

|    |           |
|----|-----------|
| 10 | 1,050,000 |
| 11 | 1,100,000 |

別表第2

|     | 算式など               |
|-----|--------------------|
| 理事長 | 最終報酬月額×在任月数×30/100 |
| 理事  | 最終報酬月額×在任月数×10/100 |
| 監事  | 最終報酬月額×在任月数×10/100 |

別表第3 役員旅費規程

| 等級<br>職種の区分 | 旅費の区分 | 普通旅費      |           |    |    |     |       | 近距離・市内旅費 |     |       |    |
|-------------|-------|-----------|-----------|----|----|-----|-------|----------|-----|-------|----|
|             |       | 鉄道費       |           | 船賃 | 車賃 | 航空費 | 日当    | 宿泊費      | 近距離 |       | 市内 |
|             |       | 新幹線       | その他の路線    |    |    |     |       |          | 運賃  | 日当    | 運賃 |
| 理事長         | 1     | グリーン車特急料金 | グリーン車特急料金 | 特等 | 実費 | 実費  | 4,000 | 25,000   | 実費  | 2,000 | 実費 |
| 理事<br>監事    | 2     | グリーン車特急料金 | グリーン車特急料金 | 特等 | 実費 | 実費  | 3,600 | 20,000   | 実費  | 1,800 | 実費 |